

令和7年5月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和7年5月26日（月）

午後2時32分～午後3時19分

場所：本庁舎5階 5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和7年5月26日（月）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 7 番	漆 原 豊 彦
2 番	小 林 正 幸	1 8 番	北 村 利 夫
3 番	永 野 良 徳	1 9 番	宮 治 政 彦
4 番	田 代 恵美子	2 2 番	澤 野 孝 行
6 番	関 根 栄 一	2 3 番	平 川 勝 昌
7 番	齋 藤 義 治	2 4 番	神 崎 享 子
8 番	井 上 哲 夫	2 5 番	砂 川 耕 介
9 番	上 田 洋 子		
1 0 番	吉 川 誠		
1 2 番	三 上 健 一		
1 3 番	吉 原 豊		
1 5 番	伊 澤 忠 治		
1 6 番	井 出 茂 康		

欠席委員は、次のとおり

5 番	西 山 弘 行	1 1 番	飯 田 芳 一
1 4 番	加 藤 登	2 0 番	安 藤 康 彦
2 1 番	佐 藤 智 哉		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山 本	主 幹	坂 間	上級主査	松 森
主 査	森	主 査	久 保		

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 4 議案第 12号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日程第 5 議案第 13号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 日程第 6 議案第 14号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について
- 日程第 7 議案第 15号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 日程第 8 報告第 6号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 9 報告第 7号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について
- 日程第 10 報告第 8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の変更について
- 日程第 11 議案第 16号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

開会 午後2時32分

事務局（山本事務局長） それでは皆様、定刻を若干過ぎましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催したいと思います。

最初に、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者数、まだ佐藤委員がお見えになっていらっしゃいませんが、遅れていらっしゃる予定ということで、21名という形にさせていただきます。後ほど欠席ということであれば、20名という形に変更させていただきます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

テレビ等で、最近話題になっておりますが、「私は、米を買ったことがない」とか、「家に帰ると米が売れるほどある」と言って辞めた大臣がいらっしゃいましたが、よく考えてみると、どうも確信犯的なところもあって、幾らやっても米は出てこないし、安くならないし、辞めるに辞められないから、そういうことを言って辞めたような感じはするわけですよ。

あれだけの政治家が、公の席でそういうことを言えば、その後何がついてくるかということは、大体予想できるわけですが、そうした中で今回、この神奈川県の子の地元の小泉進次郎さんが農水大臣になったわけです。

農水大臣になって最初にやることは、と聞いたら、米を安くするというもので、6月初旬には2,000円台で販売をするということでございます。本当にこれができるのかなということで、半信半疑なところがありますが、もし、2,000円で販売されたら、今まであれだけ備蓄米を出していながら出てこなかったのは、やはり農協と農水省が悪いのではないかということで、多分世間から、かなり批判を受けるような感じがします。

もともと小泉さんは、農協改革には非常に積極的でしたし、これからも、もし農水大臣になって、これが、そういう実績ができると、世間の人はやんやと喝采をして、農協改革をどんどん進めていくのではないかと思ってお

ります。これは私の推測ですが、そういうふうな感じも受けます。

米は、今まで余っている、余っているとって、いろいろ減反や生産調整をしてきたわけですが、実際には、どうもなかったのではないかというふうなことも、今言われていますし、日本の人口はどんどん減っていますので、自然に米の消費量が少しずつ減っていくということは、これは紛れもない事実ですが、これから先、今度は、またどんどん田んぼをつくって増産をするということですが、増産をするということは、またもとのように米が余ったらどうするのだからということ、私、考えます。

また、何しろこういう商取引の中で、需要と供給のバランスと言いますが、そういうものがありますが、供給量が増えれば、どうしても物は安くなるわけです。これが、この先起こるのではないかというふうなことも感じておりますし、余ったやつを外国に輸出すればいいじゃないかということも言われていますが、国際競争力から見ますと、世界で通用している米というのは、大体1kg 100円ぐらいらしいです。

ですけれども、日本の米というのは、最低でも500、600円するわけですから、その400、500円の差は、どうしてもどこかで、要するに保障しなければならぬし、もしそのままやったら、まるっきり赤字になるわけですから、非常に難しい問題が出てくると思います。

また、今週は、多分アメリカの関税のことでかなり進展をするようなことを言われております。自動車の関税がどうなるかということで、業界のほうでも、かなり騒いでいるようですが、その引き合いになるのが食料品、食品でございます。ミニマムアクセス米ということで、年間77万トンの米を輸入しているわけですが、その輸入枠がもっと増えるのではないかということも、これから大変心配されるところでございますし、テレビ、ラジオでは、カリフォルニア米が日本の米と遜色ないぐらいおいしいということも言っておりますので、その辺は、どうなるのかなということで、これからは政治の力と言いますか、政治力というものがかなり重要になってくると思います。

今週は、28日に農業委員会の全国大会が、東京の渋谷で行われまして、そ

うという話題もかなり出てくるのではないかと思います。農政のことに関しては、日本は資源もない、食料もない国ですから、輸入に頼っている国ですから、これからどういうふうになるのかなというのは、大変心配でございます。

アメリカなど、エネルギーも食料品も全部自国で賄える国と、自国では賄えない国との差は、ここで大きく出てくると思います。

そういう中で、皆様方も米対策あるいは関税というものに対して、ぜひとも関心を持っていただきとっておりますので、これからもニュース、メディアの報道を注視しながら見ていきたいとっております。

それでは、5月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（久保主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、18番の北村利夫委員と、23番の平川勝昌委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松森上級主査。

事務局(松森上級主査) それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、26a。耕作面積、26a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、遠藤の1筆。地目、畑。地積、495㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長(齋藤義治委員) 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

15番、伊澤委員。

15番(伊澤忠治委員) 資料は、1ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市道遠藤257号線「秋葉台中学校入口」交差点から北西に約150mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談をいたしました。

譲受人は、遠藤などで野菜や果樹の生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することとです。

申請地については、ジャガイモを栽培する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長(齋藤義治委員) 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長(齋藤義治委員) ないようでございますので、採決をいたします。

議案第9号について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第9号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、石川の3筆。地目、田。地積、3筆合計732㎡。内容、権利の種類、賃借権設定。転用目的、ストックヤード。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第2種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

4番、田代委員。

4番（田代恵美子委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地は、引地川にかかる「山田橋」から、南西に約200mの土地になります。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断できます。

譲受人は、土木業を営んでおり、これまでは、残土処分を外注依頼していましたが、受注増加に伴い、業務の効率化のため、ストックヤードを確保する必要がありました。事務所からのアクセスもよく、前面道路の幅員も広いため、申請地が適地であると判断したとのことでした。

申請地は北側及び東川が道路、南側が歩道、西側が資材置場になっております。

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第11号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第11号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第12号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査） それでは、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、菖蒲沢の21筆。地目、記載のとおり。地積、21筆合計1万5,830㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等については、記載のとおり。相続開始年月日、平成17年7月26日。免除予定日、令和8年5月27日。現地確認日、令和7年5月20日。

続きまして、番号2。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、打戻の5筆。地目、田。地積、5筆合計1,857.89㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等は、記載のとおり。相続開始年月日、平成17年5月23日。免除予定日、令和8年3月24日。現地確認日、令和7年5月15日。

続きまして、番号3。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、打戻の11筆及び遠藤の2筆。地目、記載のとおり。地積、13筆合計1万9,146㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等については、記載のとおり。相続開始年月日、平成17年5月5日。免除予定日、令和8年3月6日。現地確認日、令和7年5

番号6、番号7、番号9は、打戻で121aを耕作する方の新規借受分で、番号6の当該地では、苗木を作付けし、番号7の当該地では水稲を栽培し、番号9の当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号8は、打戻で121aを耕作する方の利用権から中間管理事業への切り替え分で、当該地では果物を作付けしていくとのことです。

番号10は、打戻で40aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号11は、遠藤を中心に84aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号12は、宮原で139aを耕作する方の利用権から中間管理事業への切り替え分で、当該地では、植木を栽培していくとのことです。

番号13は、用田を中心に22aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号14は、葛原を中心に571aを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を作付けしていくとのことです。

番号15は、西俣野を中心に121aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稲を栽培していくとのことです。

番号16は、西俣野を中心に20aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、主に水稲を栽培していくとのことです。

番号17は、西俣野を中心に196aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稲を栽培していくとのことです。

番号18、番号19は、大庭を中心に140aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稲を栽培していくとのことです。

番号20は、大庭で12aを耕作している方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

井出委員。

16番（井出茂康委員） ちょっとお聞きしたいのですが、以前、葛原の農地のことでいろいろ問題になったと思いますけれども、この方が借りているところというのは、どういうふうに使っていくのでしょうか。

光友会さんみたいに、自分たちで児童を——児童というか職員ではなくて、何と言うのか、入居者みたいな人を使って、自分たちの農園的につくっていかれるのではないような気がするのですが、こういう貸し農園的なものをどんどん増やしていくパターンというのを、農地として認めて、その人が使っている方向性で、その人に貸していくと、それはいいのかなという気がするのですが……。

議長（齋藤義治委員） 事務局から何か。

議長（齋藤義治委員） 耕作人の経営内容というのはわかりますかね。

事務局（久保主査） 経営内容の資料が、手元にございませんで、申し訳ございませんが、経営内容については、後日の回答とさせていただきますとよろしいでしょうか。

議長（齋藤義治委員） はい。

地元の委員の方で、耕作者の状況というのをわかる人、いらっしゃいますか、どういうふうな貸し借りをしているか。

17番（漆原豊彦委員） 見ていると、畑を、区画を区切って、そこを利用者の人が借りてつくっているという感じですかね。

議長（齋藤義治委員） そうすると、やはり井出委員の言われたように、区切って、また貸しみたいな状況になっているんですかね。

17番（漆原豊彦委員） そうだと思いますけれどもね。

16番（井出茂康委員） そうですよ。

17番（漆原豊彦委員） 見た目はそういう感じですがけれどもね。毎週土日に、人がたくさん来るんですよ。耕作者が説明をして、つくり方というのか、何か言っていると思いますが、それで、その人たちが1年とか期間を決めて借りてつく

っているような感じですけどもね。

うちの近くはそうですけれども、ほかにもいっぱいあるから、そちらのほうはわからないですが。

議長（齋藤義治委員） 結構な面積、121aというから、1町歩以上借りているんですよ、全体でね。

17番（漆原豊彦委員） あっちこっちにあるんですね。

16番（井出茂康委員） そうですね。

議長（齋藤義治委員） それと、家庭菜園的な、要するに分譲して、それで商売をしているというふうな……

16番（井出茂康委員） そうだと思うんですよ。

議長（齋藤義治委員） それがいいのかなということは、農地の貸し借りでいいのかなという部分は感じるのですが、その辺はどうですか。

坂間主幹。

事務局（坂間主幹） 今のお話で、基本的には、法には触れないという範囲の中での市民農園のやり方というのが、農地は貸さずに園主指導のもと、利用者が農作業を行う農業体験、それは特段、何々の法を使ってやらなきゃいけないよというものではないんですね。

だから、そういった形態のものであれば問題ないのしょうけれども、あくまでもこの条件というのは、営利目的ではないというところですので、先ほどの耕作者の経営形態、その辺が、今の話で、お金を取っているよとか、そういった話になってくると、ちょっとまた違うのかなと思いますので、その辺については、すみません、次回総会までに確認をとっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

16番（井出茂康委員） よろしく願いいたします。

議長（齋藤義治委員） 藤沢市内でも、川名とか、あと鶴沼にも、そういう形態のやつがありますよね。それも、一緒に調べておいてもらえますか。

事務局（坂間主幹） はい。

議長（齋藤義治委員） 宮治委員、どうぞ。

事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 本義案につきましては、農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条の規定に基づき、農業委員会の運営の透明性を確保するために、農業委員会事務の実施状況等の公表について、議案に上程するので

す。

公表する内容は、農林水産省通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に示されている様式に従い、昨年3月に総会でお諮りした令和6年度の最適化活動の目標設定に対する実績などの実施状況をまとめたものです。

目標の達成状況及び結果などについて、説明いたします。

議案書26ページをお開きください。

まず、「農業委員会の現在の体制」になります。

次に、27ページを御覧ください。

Ⅱ最適化活動の実施状況の、1最適化活動の成果目標ですが、（1）「農地の集積」の実績に伴う点検結果は、おおむね目標の集積率を達成した。になります。

次に、28ページを御覧ください。

（2）「遊休農地の発生防止・解消」の実績に伴う点検結果は、遊休農地所有者への指導通知、随時、貸付・あっせんの意向を把握し、新規就農者等に提供するなど、遊休農地の解消が図られた。になります。

次に、29ページを御覧ください。

（3）「新規参入の促進」の実績に伴う点検結果は、新規参入者に対し、利用権設定などによる貸付を行い、農地の有効利用や遊休農地の解消が図られた。引き続き新規参入者への支援を継続していく。になります。

次に、30ページを御覧ください。

2最適化活動の活動目標ですが、（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標、（2）活動強化月間の設定、（3）新規参入相談会への参加、に伴う目標の達成状況の評語は、目標に対して期待を上回る結果が得られた。になります。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)